

くしもと

広報

2017

12

No.152

よいしょー！
せーのっ



平成30年4月1日から 串本町債権管理条例が施行されます

9月議会定例会において、串本町債権管理条例の制定が可決され、平成30年4月1日から施行されます。この条例は、町の債権の管理に関する必要な事項を定めることで、町の債権管理の適正化を図り、公平な町民負担の確保および公正な行財政運営に資することを目的としています。

■債権管理条例のおもな内容

● 台帳の整備

町の債権（町税、国民健康保険税を除く）を適正に管理するために台帳を整備します。

● 延滞金・遅延損害金

督促をした場合、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、延滞金または遅延損害金を徴収します。

● 滞納処分・強制執行

督促後、なお履行されず未納が続いた債権について、法令の規定による差押等の滞納処分、強制執行等を実施します。ただし、債務の履行が困難であると認められる場合、法令の定めるところにより、徴収の停止や履行期限の延長等を行います。

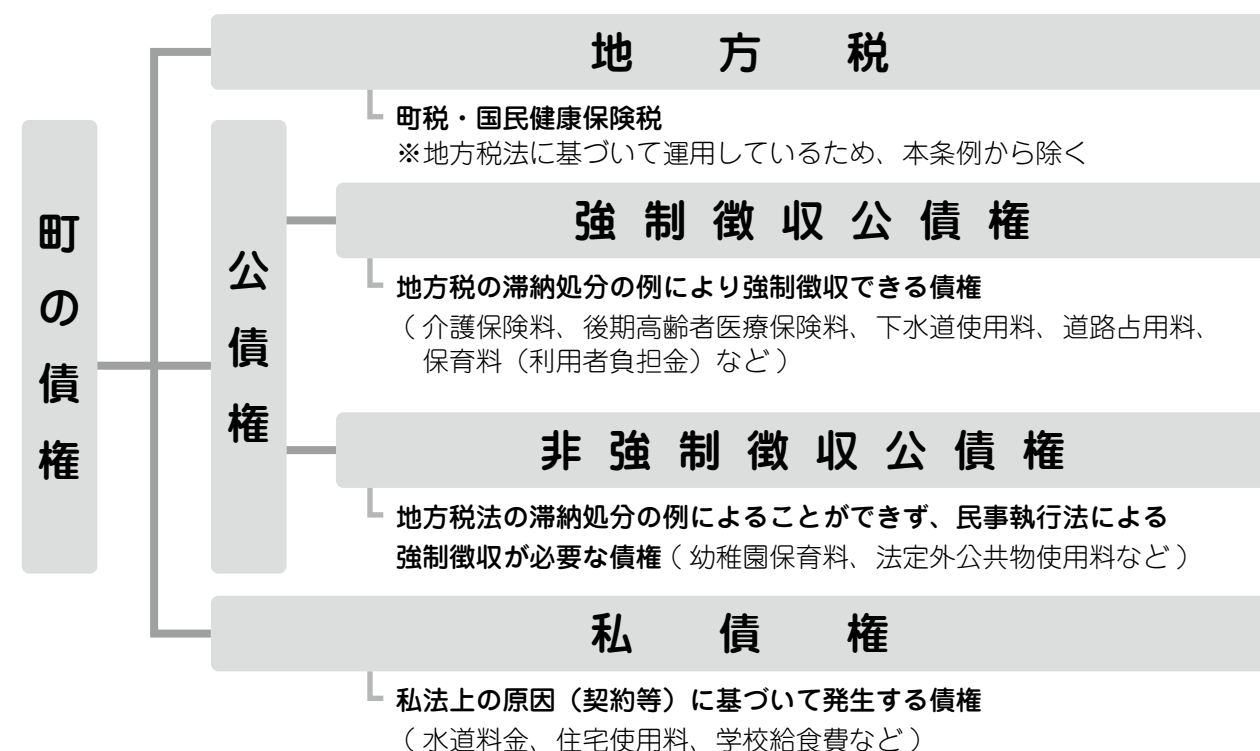
● 督促

町の債権について履行期限までに納付がされない場合、督促を行います。また、督促をしたときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収します。（私債権を除く）

● 債権の放棄

本条例で定める要件に基づき、徴収見込みのない債権を放棄することができます。また、債権を放棄したときは、議会に報告をしなければなりません。

■債権の分類



年末年始の業務について

年末年始における各施設の業務は以下のとおりです。

役場は12月28日(木)に仕事納め、1月4日(木)に仕事始めとなります。



	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)
役場	○	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○
文化センター	○	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○
図書館	○	○	休	休	休	休	休	休	休	○	○
くしもと町立病院	○	○	○	休	休	休	休	休	休	○	○
総合運動公園	○	○	○	○	○	休	休	休	○	○	○
サンゴの湯	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○
B & G 海洋センター	○	○	○	午前 午後 ○休	休	休	休	休	休	○	○

※休業期間中、役場では各種証明書の発行は行っておりませんのでご了承ください。



主な電話番号等 市外局番 0735

串本町役場本庁舎	62-0555
串本町役場古座分庁舎	72-0081
くしもと町立病院	62-7111
串本町教育委員会	72-0017
文化センター	62-0006
串本町図書館	62-4653
保健センター	62-6206
地域包括支援センター	62-6005

防災行政無線（町内）放送の
電話音声案内サービス
0120-928-649（無料）



December . 2017 No.152



- 2 年末年始の業務／コンテンツ
- 3 税特集 串本町債権管理条例が施行されます
- 6 まちのわだい
- 8 「串本町暮らしの便利帳」ができました／職員採用試験／串本町オリジナル婚姻届ができました
水道の各種手続き／水道使用開始時・中止時に手数料が必要です
- 10 町営住宅入居者募集
国保財政の健全化に向けて（34）
- 12 後期高齢者医療制度健診のお知らせ／ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付
災害時要援護者台帳登録制度／特別児童扶養手当労働保険に入っていますか？
- 14 つるの剛士子育てトークショー
親子ふれあい人形劇／子育て支援室「りぼん」トリブルPを開催します
- 16 保健センターだより／白浜なぎさホームのご案内
- 18 くしもと町立病院コーナー
- 20 よろこびかなしみ／地域おこし協力隊
- 21 火災・救急件数／人口／募集／お知らせ
相談／納税

督促手数料が変わります



串本町手数料条例の一部改正により、平成30年4月1日以降に賦課される町税や保険料等の督促手数料を1通につき60円から100円に改定します。

督促手数料の額は、督促状の送付に要する費用を勘案して定めることになっており、郵便料金等の物価上昇により改定するものです。

納期限を確認のうえ、納期内納付をお願いいたします。

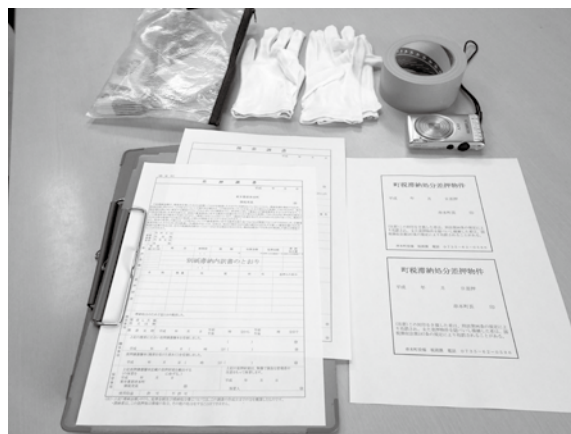
名 称	担当部署・お問い合わせ先
町税・国民健康保険税	税務課 徴収グループ Tel 0735-62-0586
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	
下水道使用料・下水道事業受益者負担金	建設課 庶務グループ Tel 0735-72-0628
法定外公共物使用料	
道路占用料	
上野山污水处理施設使用料	住民課 環境グループ Tel 0735-72-0083
漁港施設占用料	産業課 農林水産グループ Tel 0735-62-0558
海岸保全区域占用料	

滞納処分(財産差押)について

税金は、私たちの生活に身近な教育、福祉、道路整備などの行政サービスを提供する上で非常に貴重な財源です。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、納期内に納めている大多数の町民の皆さまとの公平性を欠く行為です。

現在、町では督促状や催告書の発送後もなお、完納していただけない場合には、法律に基づき財産（不動産、生命保険、給料、年金、預貯金、売掛金等）の調査、差押を行っております。また、滞納者の所有物件や住居に立ち入っての搜索や、自動車等のタイヤロックも実施しております。

病気や失業、災害など、やむを得ない事情により納税が困難な場合は、お早めにご相談ください。



◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 税務課 徴収グループ Tel 0735-62-0586

平成30年4月から「串本町債権管理条例」が施行され、

延滞金 または 遅延損害金がかかることがあります。

平成30年4月1日に町の債権管理の適正を期するため、「串本町債権管理条例」が施行されることとなり、施行に伴い当町が保有する公債権および私債権について、納期限までに納付がない場合、延滞金または遅延損害金を徴収することとなりました。

納期限内に納付されている方との公平性を保つため、延滞金または遅延損害金を徴収するもので、皆さまのご理解と納期限内の納付へのご協力をお願いいたします。

対象となる町の債権

- 平成30年4月1日以降に納入の通知をする公債権（個々の法令による強制手続きの有無により、「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」の2つに分類されます。）
 - ※主な債権（介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、道路占用料、幼稚園保育料など）
- 平成30年4月1日以後に契約の締結もしくはその他の原因がある私債権
 - ※主な債権（水道料金、住宅使用料、学校給食費など）

督促状の送付

納期限までに納付されなかった場合は、各債権を所管している担当課から、地方自治法等の定めにより督促状が発送されます。なお、金融機関で納められてから納付の確認が取れるまで10日程度要するため、行き違いになる可能性がありますので、ご了承ください。
※督促状を発送した場合に1通100円の督促手数料が発生します。（ただし、他の法令や契約において特別の定めがある場合を除く）

延滞金と遅延損害金

平成30年4月1日以降に納期限が到来する強制徴収公債権について、納期限が過ぎたものにつき地方税法に基づく延滞金を徴収します。（本条例とは別の条例により、既に延滞金徴収について規定されている公債権は除く）

非強制徴収公債権につきましては、納期限を過ぎたものにつき民法で規定する法定利率5%の延滞金を徴収します。

また、本条例施行に伴い、履行期限内の納付者との公平性を保つため、私債権につきましても、履行期限を過ぎたものにつき民法で規定する法定利率5%の遅延損害金を徴収します。（ただし、他の法令や契約において特別の定めがある場合を除く）

延滞金または遅延損害金の減免

納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認められた場合には、延滞金または遅延損害金が減免されることがあります。申請が必要となりますので、各債権の担当課までご相談ください。

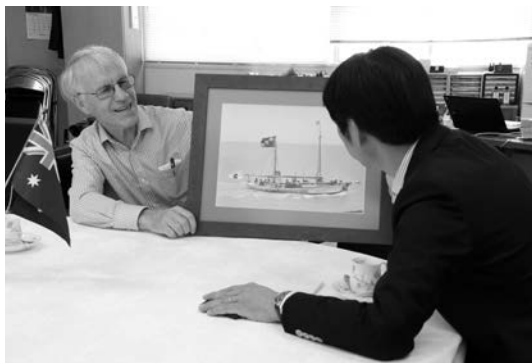
豪で命を落とした潮岬出身者の慰霊碑を参拝 歴史研究家のジョン・ラムさん

オーストラリア在住の歴史研究家ジョン・ラムさんと妻の直子さんが、10月13日から15日にかけて串本町を訪問しました。

ラムさんは、明治期に白蝶貝などの採取のためオーストラリアに渡った日本人ダイバーについて研究しており、著書の「沈黙の真珠」ではオーストラリアにある日本人墓地について執筆されています。ラムさんの串本町訪問は今回で3回目。今回は、1916年にオース

トラリアでナマコ採取中に台風巻き込まれ命を落とした潮岬出身のダイバー6名を追悼するため、当時のイギリス人船主のホッキン

グ氏が事故翌年、潮岬高松寺に慰霊碑を建立した日頃から、ゆかりの地を訪れたことから、ラムさんは「オーストラリアと日本は不思議な縁でつながっている。これからは友好関係が続いてほしい」と話しました。



串本町出身のダイバーが乗っていた当時の船の写真をもつラムさん（左）



高松寺にある慰霊碑に手を合わせるラムさん

サイレン音 どんな音でもよく聞いて くしもと子ども園で地震・津波避難訓練

11月1日、和歌山県「津波防災の日」地震・津波避難訓練が町内各地で行われました。

くしもと子ども園つばき園舎では、緊急地震速報を聞いた園児たちが防災ずきんをかぶって机の下に入り、その後、園舎隣の高台へ避難しました。

つばき園舎の4・5歳児は、様々な災害を想定した避難訓練をほぼ毎日行っています。

と子育て支援センターに来ていた親子も避難訓練に参加しました。高台に上がった後、園児たちは災害時の三つの合言葉「自分の命は自分で守る」「早く高いところへ逃げる」「安全になるまで戻らない」を声に出して確認。矢野園長は素早く避難できた子どもたちを褒めたうえで「いつもの訓練とサイレン音が違いましたが、どんな音でもよく内容を聞いて避難しましょう」と話しました。



防災ずきんをかぶり素早く机の下に入ろうとする園児たち



園舎の隣にある海拔15mの高台へ避難

心を込めてみんなできれいに

トルコ軍艦遭難慰霊碑を清掃

11月9日、大島小学校と中学校の児童・生徒、檜野老人クラブなどの皆さんが檜野崎のトルコ軍艦遭難慰霊碑を清掃しました。

この清掃活動は、127年にわたる串本町とトルコとの歴史的な関わりを再認識するとともに、地域社会の一員として自覚を持って行動できるようにと、年一回、小中学校の合同行事として取り組んでいます。

この日は、児童生徒、教職員のほか、檜野老人クラブや更生保護

婦人会、地域住民約20名の方々が清掃活動に参加。皆さんほうきや熊手を使って落ち葉を集めたり、雑巾で慰霊碑を磨いたり協力しながらきれいにしました。

清掃後、両校長、児童生徒、檜野老人クラブの方がそれぞれ慰霊碑に献花し、亡くなられた方々へ黙とうと追悼歌を捧げました。

大島小学校1年生の稲田羽琉さんは、追悼歌を歌ったことについて「トルコの人が嬉しい気持ちになったと思う」と話していました。



協力し合って掃除をする子どもと住民の方々



大島小学校の代表として献花する児童

受章（賞）おめでとうございます

瑞宝単光章

看護業務功労



はぎはら 萩原 さがみさん

萩原さんは、昭和53年に大阪大学医学部附属病院看護部へ入職。様々な部署を経た後、平成6年から看護師長を、平成19年から今年3月末まで主に人事担当の副看護部長として、39年にわたり尽力されました。

章はみなさんでいただいたもの。先輩や同僚、部下に恵まれ、楽しく嬉しいことが多かったので続けられました。

瑞宝小綬章

地方自治功労



かきひら 垣平 たかお 高男さん

垣平さんは、昭和44年1月に和歌山県職員として入庁され主に企画部の業務に従事。南紀熊野体験博の実行委員会事務局長や企画部長を務められるなど34年にわたり地域振興に尽力されました。

功労があったかという自信がないですが、一生懸命やってきたことが評価されて素直に喜びを感じています。

法務大臣表彰

人権擁護委員



かわな あきひろ 川名 昭弘さん

川名さんは、平成17年1月から現在に至るまで10年以上、人権相談を始めとする地域社会に密着した各種の人権啓発活動に取り組まれており、自由人権思想の普及高揚に尽力されています。

突然の知らせだったのでびっくりしました。長年同じ仕事をしただけ褒めでしょう。

住民課からのお知らせ

串本町オリジナル婚姻届ができました

ご結婚されるお二人へのお祝いの気持ちを込め、思い出に残る婚姻届としていただけるよう、オリジナル婚姻届を作成しました。
全国の市区町村へ提出可能ですので、ぜひご利用ください。

- 配布場所

串本町役場 住民課
(本庁舎・古座分庁舎)

■配布枚数

300枚(用紙がなくなり次第終了)
※串本町のホームページからも用紙をダウンロードできます。
- ※ダウンロードした婚姻届を印刷する際は、
A3サイズの白紙をご使用ください。

◇お問い合わせ先◇
串本町役場 住民課
Tel 0735-62-0561



水道課からのお知らせ

① 水道の各種手続きについて

次の手続きは、平日の開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分)に水道課(古座分庁舎)または住民課(本庁舎)で所定の様式により事前に届出をお願いいたします。
届出には認印が必要です。郵送による届出も受け付けています。

- 水道使用開始

転入や転居、帰省等で水道を使用するとき

■水道使用中止

転出や転居、長期間留守にする等で水道の使用をやめるとき

■その他

水道使用者の名義や送付先を変更するとき

※土・日、祝日および年末年始の
休日は、受付ならびに開栓・
閉栓作業は行っておりません。
- ※水道使用開始の届出をせず水道を使用した場合、**無断使用**となり、町給水条例第37条の規定により過料が科されることがあります。
なお無断使用・漏水調査は随時行っていますので、ご協力をお願いいたします。

※各種届出の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。数日の余裕をもって届出をお願いいたします。

また、**年末年始は開栓・閉栓作業が大変混み合います**ので、できるだけお早めに届出いただきますようご協力をお願いいたします。



② 水道使用開始時・中止時に手数料が必要です

水道使用料(開始・中止)手数料

1回につき

750円

※納期限までに手数料を納付されていない場合は、水道の開栓に応じられない場合もありますのでご注意ください。

こちらの手数料は、水道の使用開始または中止の届出後に水道料金とあわせて請求させていただきます。

- ◇お問い合わせ先◇
串本町役場 水道課 料金グループ
Tel 0735-72-0082

企画課からのお知らせ

「串本町暮らしの便利帳」ができました

12月1日から28日までの間で、各世帯へ串本町暮らしの便利帳の配布を行います。皆さまの暮らしにぜひお役立てください。

- ▼配布方法は次のとおりです。
・ポストへの投函または手渡し
・ポスト等がなく配布時にご不在の場合は、
雨風が避けられるところへの立てかけ 等

- ◇お問い合わせ先◇
串本町役場 企画課 Tel 0735-62-0556



総務課からのお知らせ

串本町職員採用試験のご案内

串本町では、平成30年4月1日採用の平成29年度職員採用試験を次のとおり実施します。

- 募集職種および受験資格

・土木技術職…1名程度
昭和57年4月2日以降に生まれた人で、土木の専門課程を履修した人(履修見込みを含みます。)

・保育士・幼稚園教諭…2名程度
昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または平成30年3月31日までに両方の資格、免許を有する見込みの人
- 試験日(予定)

第一次試験：平成30年1月21日(日)
第二次試験：平成30年2月18日(日)

※試験時間、会場等は、受験申込者にお知らせします。
- 受付期間

平成29年11月27日(月)～
平成30年 1月 5日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分まで

※土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く
- 提出書類

①受験申込書(町指定用紙)
※受験申込書は、串本町役場総務課(本庁舎内)で配布します。また、串本町ホームページからダウンロードできます。

②返信用封筒
長形3号の封筒に住所および氏名を記入し、82円切手を貼付してください。
- 提出方法

<直接提出する場合>
必要書類を整え、串本町役場総務課へ直接提出してください。

<郵送する場合>
必ず特定記録郵便または簡易書留で郵送することとし、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、「〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地 串本町役場 総務課」あてに郵送してください。
受付期間最終日の消印有効とします。
- 採用

平成30年4月1日

- ◇提出・お問い合わせ先◇ 串本町役場 総務課 Tel 0735-62-0555

国保財政の健全化に向けて（34）

以前にも少し触れましたが、国保加入者の一人あたり所得が増加しています。このことによって
も予想外の財政効果額が生まれています。

黒字化の内容5：一人あたり所得の向上

この表が、一人あたり所得（基礎控除をした後）の推移です。参考までに今年度の数値も載せて
いますが、かなりの増加率になっています。

■一人あたり所得の推移（本算定時）								
年度	医療分・後期支援分（加入者全員）				介護分（40～64歳）			
	課税する所得（円）	人数（人）	一人あたり所得（円）	前年比（％）	課税する所得（円）	人数（人）	一人あたり所得（円）	前年比（％）
H26	2,791,873,576	6,796	410,811	－	1,276,650,697	2,618	487,644	－
H27	2,685,804,062	6,576	408,425	99.42	1,205,823,965	2,429	496,428	101.80
H28	2,673,175,994	6,249	427,777	104.74	1,221,869,946	2,237	546,209	110.03
H29	2,853,799,419	6,159	463,354	108.32	1,356,277,461	2,136	634,961	116.25

しかし、これだけでは全体の所得が上がったのか、高額所得の方が増えたのか分かりません。そ
こで、税の軽減世帯数の推移により所得増加の傾向を推定してみたのが、下の表です。

■低所得による税額軽減世帯数の推移（本算定時）									
年度	全世帯数	7割軽減		5割軽減		2割軽減		合 計	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H26	3,923	1,441	36.7%	557	14.2%	452	11.5%	2,450	62.5%
H27	3,758	1,448	38.5%	585	15.6%	453	12.1%	2,486	66.2%
H28	3,632	1,373	37.8%	592	16.3%	460	12.7%	2,425	66.8%
H29	3,695	1,320	35.7%	617	16.7%	449	12.2%	2,386	64.6%

5割軽減と2割軽減は毎年法改正により上限所得が広がっていますので、参考程度ですが、7割
軽減（控除後の所得が0円の世帯）の全体に占める割合が、明らかに減り続けています。さらに、
軽減世帯の合計も全体に占める比率が今年度減少に転じており、全体的な所得の底上げが起こって
いると思われます。

このような状況により、28年
度は右表のとおり約1,400万
円の財政効果があったことになり、
黒字化への影響もあったことが分
かります。また、収納率も前年度
並みを達成できています。今後と
も皆さまのご協力をお願いいたし
ます。

■所得向上による予想外の財政効果の推移			(単位：千円)
所得割額		H27年度所得に H28年度税率を かけた額	H28年度 決算額
医療・支援・介護			
医 療 分		144,125	153,656
支 援 分		49,948	52,126
介 護 分		21,105	23,645
合 計		215,178	229,427
差 額		＝ 財 政 効 果 ⇒ 14,249	

町営住宅入居者募集のお知らせ

■募集団地					
団 地 名	建設年度	所 在 地	住宅の間取り	募集戸数	月 額 家 賃
高富団地 (102号室)	平成22年度	高富507番地1	3DK 低層耐火構造	1戸	18,700円～ 27,800円
田並団地 (404号室)	昭和54年度	田並1067番地3	3DK 中層耐火構造	1戸	10,200円～ 15,200円
前地南団地 (B棟01号室)	平成29年度	和深697番地1	2LDK 木造平屋建て	1戸	12,200円～ 18,100円
大浦団地 (014号室)	昭和54年度	西向1491番地1	4DK 簡易耐火構造2階建て	1戸	12,700円～ 19,000円

※ 入居の際には、連帯保証人2名および家賃3か月分の敷金が必要です。

■お申し込み等の日程

- ・申込書の配布
- 〔期 間〕 平成29年12月4日（月）～平成29年12月15日（金）
※ ただし、土・日は除きます。
- 〔時 間〕 午前8時30分～午後5時15分
- 〔場 所〕 串本町役場本庁舎 総務課 または、
串本町役場本庁舎・分庁舎 住民課でも配布します。
- ・申込書の受付
- 〔期 間〕 平成29年12月4日（月）～平成29年12月15日（金）
※ ただし、土・日は除きます。
- 〔時 間〕 午前8時30分～午後5時15分
- 〔場 所〕 串本町役場本庁舎 総務課
※ 分庁舎では、受付をしておりませんのでご注意ください。

■お申し込み資格

- （1） 串本町内に住所または勤務先を有する方。
- （2） 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- （3） 同居しようとする親族があり、本人を含めて2人以上の世帯であること。
ただし、老人、身体障がい者、その他特に居住の安定を図る必要がある方として条例で
定める方については、単身で入居することができる。
- （4） 町税等の滞納が無いこと。
- （5） 本人および同居人の収入を加算して、年間所得金額が条例の規定以内であること。
- （6） 本人および同居人が暴力団員でないこと。
- （7） 現在公営住宅に入居していないこと。（ただし、世帯分離し独立される方を除く。）
※ その他の事項については法令を遵守します。

■お申し込みに必要な書類

- ①町営住宅入居申込書 ②収入証明書（課税証明書および源泉徴収票等） ③納税証明書
- ④住民票 ⑤婚約証明書（※該当者のみ）

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場 総務課 TEL 0735-62-0555

福祉課からのお知らせ

災害時要援護者台帳登録制度

災害時に援護が必要な方を事前に把握し、いざという時の円滑な支援に役立てるための「災害時要援護者台帳」を作成しています。

■対象者

- ・高齢者のみの世帯
 - ・重度の障がい者手帳の交付を受けている方
 - ・要介護3以上の認定を受けている方 など
- 台帳に登録を希望される方は、役場福祉課 援護者台帳係までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 福祉課 和深総合センター Tel 0735-67-0174
串本町役場 福祉課 Tel 0735-62-0562



福祉課からのお知らせ

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいをもつ児童もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護している保護者に対して、児童福祉の増進を図ることを目的として、一定額の手当を支給する制度です。

ただし、児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるときや、児童福祉施設など（通園施設や保育所は除く）に入所しているときは、手当を受けることができません。

■支給金額（児童一人につき）

児童の人数と障がいの等級に応じて支給されます。また、所得による支給制限もあります。

1級	月額	51,450円
2級	月額	34,270円

※手当の額は、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 福祉課 障害福祉グループ
Tel 0735-62-0562

和歌山労働局からのお知らせ

事業主の皆さまへ 労働保険に入っていますか？

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇っている場合、事業主は労働保険に加入する義務があり、その手続きが必要です。

詳しく是和歌山労働局、最寄りの労働基準監督署、ハローワークにご相談ください。

◇お問い合わせ先◇

和歌山労働局 労働保険徴収室 Tel 073-488-1102
新宮労働基準監督署 Tel 0735-22-5295
ハローワーク串本 Tel 0735-62-0121



和歌山県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ ①健康診査は受けられましたか？

平成29年度の健康診査は平成30年2月末日まで受けることができます。

受診券をお持ちの方で、まだ健康診査を受けていない方は、この機会にぜひご自身の健康状態をチェックしましょう。



健康診査

■対象者

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方

■検査項目

問診、計測、診察、血液検査、尿検査

■実施場所

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

■費用

無料



歯科健康診査

※対象の方には5月末に受診券等を発送しています。

■対象者

平成29年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

■検査項目

問診、口腔内診査、口腔機能検査

■実施場所

受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

■費用

無料

受診券等の紛失やご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

◇お問い合わせ先◇

和歌山県後期高齢者医療広域連合 Tel 073-428-6688
(〒640-8137 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館9階)

②ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ送付

11月下旬から12月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によってはジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。



◇お問い合わせ先◇

・後発医薬品利用差額通知コールセンター Tel 0120-53-0006（通話無料）
・和歌山県後期高齢者医療広域連合 Tel 073-428-6688
(〒640-8137 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館9階)

子育て支援室 りぼん

トリプルP（前向き・子育て・プログラム）を開催します！

子育ての悩みはいろいろ、思い通りにならないことが多いですね！

でも、ちょっとした工夫や技術を学ぶことで子どもとの関わりを良い方向に変えることができます。子どもの自尊心を育み、子育てを少しでも楽にできるよう一緒に考えてみませんか。

Triple P とは
Positive
Parenting
Program を意味します

■トリプルPの日程

回	開催日	内容
1	1月16日（火）	前向きな子育てについて学び、子どもの行動について話し合います。
2	1月23日（火）	子どもと良い関係をつくり、子どもの発達を促す10の技術を学びます。
3	1月30日（火）	子どもの問題行動をうまく扱うための7つの方法を学びます。
4	2月6日（火）	
5	2月14日（水）	子どもの問題行動が起こりやすい場面を想定し、その行動が起こらないように事前の準備について学びます。
6	2月20日（火）～ 3月2日（金）	今まで学んだ方法を、家庭でうまく活用できているかを話し合います。（曜日を決めて面接相談をします。）
7	3月6日（火）	子どもや親自身の変化について話し合い、プログラムで学んだ方法を復習します。

■場所

串本町地域保健福祉センター

■時間

午前9時30分～午前11時30分

■講師

トリプルP認定ファシリテーター

■対象

子育てをされている方（定員10名）

■託児

有り（先着10名まで）

■参加費

無料

■申込締切

平成29年12月25日（月）

◇お申込み・お問い合わせ先◇

串本町役場 こども未来課 子育て支援室「りぼん」 Tel 0735-67-7027



12月の子育て相談の日程

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	{ 9:00～12:00 } { 13:00～16:00 }					

こども未来課からのお知らせ

つるの剛士 子育てトークショー

【日時】
平成30年1月14日（日）
開場：午後2時30分
開演：午後3時（4時終了）
 【会場】
串本町文化センター大ホール
 【定員】**先着 600名**

※会場周辺は駐車台数に限りがありますので、
 できる限り乗り合わせてご来場ください。
 ※満席の場合はご了承ください。

入場無料



【つるの剛士プロフィール】

歌手や俳優、タレントとして多方面で活躍。妻と子どもを愛する二男三女の父であり、育児に積極的に取り組み、仕事と家庭のバランスを上手に保っています。2009年ベストファーマーイーエローリボン賞／2011年イクメンオブザイヤー2011受賞。趣味・特技は、歌・将棋（三段）・波乗り・絵・釣り・農業・写真・日本史など。

★託児あり

先着25名程度（1歳～未就学児）

※託児を希望の方は、平成30年1月5日（金）
 までにこども未来課へお申し込みください。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 こども未来課

Tel 0735-67-7027

あったカフェからのお知らせ

親子ふれあい人形劇「子ブタのトンちゃん」入場無料！！

■上演 人形劇場クアパパ

■会場 串本町地域保健福祉センター
 2階 多目的ホール

※会場周辺は駐車台数に限りがありますので、
 できる限り乗り合わせてご来場ください。

■日時 平成30年1月14日（日）
 開場：午後0時30分

開演：午後1時～（午後2時終了）

■定員 200名（満席の場合はご了承ください。）

■内容 未就学までの児童を対象としています。

※観劇は保護者同伴をお願いいたします。

◇お問い合わせ先◇

子育て支援センター あったカフェ

Tel 0735-62-5530

主催：あったカフェ父親会（103部隊）

後援：串本町



【演目あらすじ】

お母さんに頼まれて、子ブタのトンちゃんが玉子を買に行くと、途中でお腹を空かしたワンちゃんに出会いました。食べ物をあげようと一緒におうちに帰ってきたトンちゃん。でもお母さんは犬が大嫌い。外に出しなさいと言われてしまいます。そんな時、お家にドロボー狐が入ってきました。さあ、たいへん！いったいどうなるのでしょうか！

歯周疾患検診 無料で受けられる期間は、あとわずか！

【対象者】下記年齢の方（※部分入れ歯の方・歯科医院に通院中の方も利用可能）
 40歳：昭和52年4月～昭和53年3月生、50歳：昭和42年4月～昭和43年3月生
 60歳：昭和32年4月～昭和33年3月生、70歳：昭和22年4月～昭和23年3月生

【検診期間】
 平成29年12月28日（木）まで

【受診方法】
 ①和歌山県内の歯科医院に予約
 ②5月末に送付した「歯周疾患検診無料受診券」を歯科医院に提出

※無料受診券を紛失した方、または上記対象年齢で6月以降に転入された方は、串本町保健センター（Tel 0735-62-6206）にお問い合わせください。



このような方の中には、問題となっている歯周病が深刻に進行していて、すでに抜歯しか治療の選択肢が残されていない方もいます。また、歯周病が進行すると、歯を支える骨までも溶けてしまうことがあります。結果、入れ歯も入れられなくなり「もっと早く歯医者に行っていれば…」と後悔される事態に…。

いつまでも健康な歯を維持するために、この機会を利用し、歯石除去等必要な治療を受けましょう。

こども未来課からのお知らせ

母子生活支援施設「白浜なぎさホーム」のご案内

白浜なぎさホームは、18歳未満の子どもを養育している母子家庭または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。

各世帯ごとに居室を提供するほか、さまざまな事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

■場所 白浜町内

■費用 入居費用負担は所得等に応じた負担となります。

◇お問い合わせ先◇

串本町役場 こども未来課 Tel 0735-67-7027
 西牟婁振興局 健康福祉部 Tel 0739-22-1200



保健センターだより

※健診・教室等についてのお申し込み・お問い合わせは、保健センター（Tel 0735-62-6206）まで

12月の行事カレンダー

母子・成人事業 ◎各事業の対象となる方には個別にご連絡しております。

日 (SUN)	月 (MON)	火 (TUE)	水 (WED)	木 (THU)	金 (FRI)	土 (SAT)
					1 きらきらくらぶ	2
3	4	5	6	7 献血 2歳6か月児 歯科健診・相談	8	9 おひさまくらぶ
10	11	12 かるがもひろば 健康相談 (※)	13	14 3歳6か月児 健診	15 きらきらくらぶ	16
17	18	19	20	21 4か月児 10か月児健診	22	23 天皇誕生日
24 31	25	26	27	28	29	30

※ 開催場所：保健センター / 時間：午後1時30分～午後3時 希望者（40歳以上の女性）に骨密度測定を実施します。
 骨密度測定を希望される方は、12月11日（月）までにお申し込みください（先着30名様）。

平成30年度胃がん検診についてのお知らせ

厚生労働省の「がん検診実施のための指針」に基づき、町が実施する胃がん検診は、**50歳以上**の方を対象に、受診間隔は2年に1回、胃の疾患に関連する症状のない方が対象です。

そのため、胃の疾患に関連して「自覚症状のある方」や「受療中の方」は、町の胃がん検診を受診できません。

正しい胃がん検診の実施にご理解ください。

	現在	⇒	平成30年度
対象者	40歳以上	⇒	50歳以上
受診間隔	毎年	⇒	2年に1回

※今年度（平成29年度）胃がん検診を受診された方は、平成30年度の胃がん検診の対象となりませんのでご了承ください。

献血にご協力ください

下記の日程で献血を行います。皆さまのご協力をよろしくお願いします。

■日時

平成29年12月7日（木）
 10時～12時／13時～16時

■場所

矢倉甚兵衛様宅前駐車場



医師交代のお知らせ

1月1日より内科医常勤医が替わります。
(旧) 有住 忠晃 医師 → (新) 足立 哲平 医師

※足立医師も専門は消化器です。現在、有住医師が担当している
患者さまは、1月1日以降、足立医師が引き続き担当します。



栄養部だより

忘年会・クリスマス・お正月・新年会など、年末年始は食生活が乱れがちです。
食事の内容や摂り方に注意してください。

- ①「ながら食べ」や「だらだら食べ」をせず、
規則正しい食生活を心がけましょう。
- ②小皿に自分の量を取り分けて、過剰摂取を防止しましょう。
- ③お酒は種類に関わらず適量摂取を心がけましょう
※食後の血糖値を予防するため、食べる順番を工夫し野菜から食べましょう！



★栄養部はこんな仕事をしています！

栄養部では、管理栄養士の指示のもと入院患者様の「一般食（常食）」という疾病の回復を助けることを目的とした食事と「治療食（腎臓病食・糖尿病食など）」という医師の指示に基づいた疾患や病状に合わせた内容の食事を約130食分、365日、3食作っています。



《常食》
米飯、コロケ、ゼンマイの炒り煮、小松菜の柚子香和え、かつお梅



《腎臓病食》
たんぱく質、塩分、水分等を制限している食種です。この制限を補うために高カロリーゼリー等を適時使用しています。



《糖尿病食》
禁止している食品は特にありませんが医師の指示エネルギー内で提供する為、主食や副食の分量調整を行っています。

★個別栄養指導

「個別栄養指導」として糖尿病、脂質異常症、心臓病、腎臓病など食事療法が必要な患者さまに対して管理栄養士が栄養指導を行っています。栄養指導時には、何をどのくらい食べたらよいか、食事療法が続けられるように患者さま一人ひとりの状態にあった具体的アドバイスができるように心がけています。

入院患者さま以外でも食事面で栄養指導を受けたい場合は、当院内科医にご相談いただければ栄養指導を行います。



今日も明日も

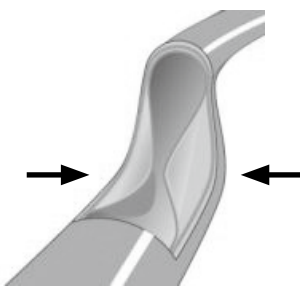
おたっしやで。

■くしもと町立 病院コーナー■ Vol.68

寒い季節に気をつける病気 狭心症・心筋梗塞には要注意！

狭心症や心筋梗塞は、血圧の変動などが原因となって起こります。冬の冷え込みや暖房との温度差により血圧が急激に上下すると心臓や血管に大きな負担がかかり、血圧の変動が原因で命に関わる場合があります。寒い時期は心筋梗塞の死亡者は夏の時期の2倍近くに増えますので、高齢者の方は特に注意しましょう。

年を重ねると冠動脈の血管壁にコレステロールがたまり、血管内が狭くなると血流が十分に行き渡らず「心筋虚血」となり、胸が痛い、胸が締めつけられる・押さえつけられるなど感じるようになることが「狭心症」です。更に冠動脈が狭くなり血の固まり「血栓」ができ、完全に血管を塞ぎ血流が流れない状態を「心筋梗塞」といいます。この血管狭窄の原因は主に高血圧、脂質異常症、糖尿病などから起こる動脈硬化です。これらの病気は自覚症状がなく気がつかないうちに血管にダメージを与えていますので、狭心症の疑いをもたれる方は早めに当院内科医を受診してください。



生活習慣を改善することが大切！

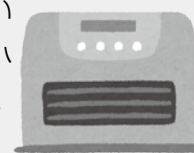
- ①食生活では腹八分目を心がける。
高いカロリー食や塩分の強い食べ物、コレステロールの多い食べ物を控えめにする。
- ②適度な運動をとり入れることで肥満をはじめとした生活習慣病を改善する。
- ③ストレスをさけ、規則正しい生活をおくる（リラックスする）。
- ④喫煙を控える。喫煙は血管収縮、血液凝固、動脈硬化をもたらします。

外出時の防寒

寒い屋外に外出するときには、体が急に冷えないように防寒着、マフラー、手袋などを着用し寒暖差に対する体の負担を軽減しましょう。

屋内の温度差に注意

室内は暖房を入れて暖かくしていても脱衣所やトイレは寒いままになっている場合が多くありますので、小型暖房器具で暖かくしましょう。



入浴時の注意

体が冷えたまま熱いお湯に入ると血圧が上がります。38℃と42℃のお湯に入浴した場合の血圧の変化を比べると、42℃の場合、入浴直後は収縮期血圧が一気に40mmHGも上昇し、その後5分程度で30mmHG程度も下降します。38℃の場合は、入浴前後の血圧は安定しています。

年末年始のお知らせ

年末の外来診療は、12月28日(木)まで行います。また、年始は1月4日(木)から開始します。12月29日(金)から1月3日(水)までの間、外来診療は休診しますが、救急で来院される方は、来院前に必ずお電話でご確認ください。連絡を入れ、保険証を忘れずにお持ちください。

広報くしもと 2017年12月号 20

▼お問い合わせ先
和歌山県庁 県民生活課
TEL 073・441・2598

串本町学校給食用
物資搬入業者募集

▼募集期間

平成29年12月1日（金）～
12月20日（水）

▼条件・資格等

「串本町学校給食用物資納入業者
登録に関する要領」のとおり

▼登録有効期間

平成30年4月1日～
平成31年3月31日

▼申請書類について

教育課ホームページからダウンロ
ードしていただくか、串本町学校
給食センターまでお越しください。

▼書類提出先・お問い合わせ先

串本町学校給食センター
〒649・3503
串本町串本713
TEL 0735・67・7151
FAX 0735・67・7152

第15回全日本年賀状
大賞コンクール

▼事前受付・お問い合わせ先

①平成29年11月28日（火）
午前9時から

※西牟婁振興局 総務県民課へ
電話予約（先着9名）
TEL 0739・26・7909

②平成29年12月6日（水）
午前9時から

※東牟婁振興局 総務県民課へ
電話予約（先着9名）
TEL 0735・21・9607

第69回人権週間

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心～
12月10日は「人権デー」です。
1984年のこの日「世界人権宣
言」が国連で採択され、今年で69年
目を迎えました。世界中の全ての人
はみんな同じ人権を持つ、かけがえ
のない存在です。それぞれの個性や
生き方の違いを大切にして、全ての
人の人権が尊重される豊かな社会を
つくりましょう。

▼期間

平成29年12月4日（月）～10日（日）

手づくりの年賀状を通じて、手紙
を「作る」「出す」「もらう」というコ
ミュニケーションの価値や楽しさを
実感し、「手書きの良さ」「手作りの
良さ」に親しむことを目的として
「第15回全日本年賀状大賞コンクー
ル」を開催します。

▼応募部門

「版画」「絵手紙」「ことば」の3部門
▼応募期間
平成30年1月12日（金）まで
（当日消印有効）

▼応募方法

※学校単位（幼稚園、保育所、絵画
教室などを含む）でまとめて応募
する方法と、個人で応募する方法
2つの方法があります。
団体用・個人用応募票に必要事項
を記入し、作品の裏（はがきの表
面）に貼付して応募先へご送付く
ださい。
詳しくはホームページをご覧ください。
(http://www.post.japanpost.jp/contest_nenga/download/)

▼応募先

〒153・0064
東京都目黒区下目黒二丁目20・20
第8千陽ビル 2階
「第15回全日本年賀状大賞コンクー

平成29年度第4回世界遺産
セミナーの開催について

現在、世界遺産の保全に関しては、
様々な問題点が指摘されているとこ
ろですが、県世界遺産センターで
は、登録遺産の「良好な保全」およ
び「適切な活用」が円滑に進むよう
「世界遺産セミナー」を開催します。

▼日時

平成29年12月10日（日）
午後2時～午後4時

▼場所

串本町文化センター会議室A

▼講師

西山修司氏
（元県教育委員会文化遺産課保存班長）

▼演題

「熊野地域の魅力あふれる
近代の建造物」

▼定員

40名

▼参加費

無料

▼その他

事前予約不要

▼お問い合わせ先

和歌山県世界遺産センター
TEL 0735・42・1044
FAX 0735・42・1560

ル」事務局

▼主催

日本郵政株式会社

▼お問い合わせ先

「第15回全日本年賀状大賞
コンクール」事務局
TEL 0120・536・493

お知らせ

移動県民相談の開催

▼日時

①平成29年12月12日（火）
午後1時～午後4時

②平成29年12月20日（水）
午後1時～午後4時
（相談時間は1件につき約20分）

▼場所

①西牟婁振興局
田辺市朝日ヶ丘23・1
②和歌山県水産試験場
串本町串本1557・20

▼内容

土地・建物、借地・借家、相続、
離婚、金銭関係、損害賠償などの
法律问题（弁護士が無料で相談）
および行政相談

相談

▼第69回人権週間特設人権相談

12月6日（水）
会場 串本町文化センター

串本町役場古座分庁舎

▼人権相談

12月14日（木）
会場 古座漁村センター

※開催時間は各相談とも
午後1時30分～午後3時30分です。

今月の納税

▼納期限

○平成29年12月25日（月）
・固定資産税（3期）

○平成30年1月4日（木）
・国民健康保険税（9期）

・介護保険料（9期）

・後期高齢者医療保険料（6期）
※納期内に納付されない場合は、地
方税法に基づく延滞金が加算され
ます。納税はお早めに。

◎納税に関するお問い合わせは役場
税務課へお願いします。

TEL 0735・62・0586

【広告】 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

【広告】 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。



串本町民大運動会

11月5日、空気が澄んで雲ひとつない晴天の中、第13回串本町民大運動会が串本町総合運動公園多目的グラウンドで開催され、町内17地区、約2,000名が汗を流しました。

開会式で大岡征也町体育協会長が「小さなお子さんから高齢の方まで参加する運動会。お互いの親睦と健康維持が目的です」と呼びかけたとおり、年齢・性別関係なく、それぞれのチームを大声で応援したり力を合わせて競技に取り組んだり、みなさんの笑顔あふれる1日となりました。

【広告】 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。